

日本国愛知県とアメリカ合衆国テキサス州との 友好交流及び相互協力に関する覚書

日本国愛知県とアメリカ合衆国テキサス州（以下、「双方」と言う。）は、両地域が固い友好関係に結ばれ、ともに繁栄していくとともに、日米両国間の友好関係の一層の発展に寄与することを目指し、それぞれの国における法令を遵守しながら、次のとおり平等互恵の原則に基づく関係を構築することに合意する。

- 1 双方は、相互の尊重と信頼に基づく緊密な友好関係の構築に努める。
- 2 双方は、経済、文化、人材育成など相互に有益であると認める各般にわたる分野において、連携・協力を努めるものとする。
- 3 双方は、両地域の発展のため、経済交流を始めとする幅広い分野において、民間交流の促進に努めるものとする。

この覚書は、双方が相互に有益な友好関係の構築を目指すものであり、権利及び義務について法的拘束力はないものとする。

以上の事項を確認するため、2016年4月22日、テキサス州オースティンにおいて本覚書に署名する。

なお本覚書は日本語及び英語により作成し、いずれも等しく正本とする。

日本国
愛知県知事
大村秀章

アメリカ合衆国
テキサス州知事
グレッグ・アボット



覚 書

この覚書は、2019年8月23日（発効日）に、以下の(1)(2)の間で作成されたものである。

(1) フランス・パリ市の経済開発公社であり、157 Bd MacDonald 75019 Paris を所在地とする Paris & Co

(2) 日本国の地方自治体であり、愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番地2号を所在地とする愛知県

(以下、(1)(2)を「双方」と言う。)

双方は、日本・フランス両国の発展に向け、相互の理解と友好を深めるとともに、国・地域の課題解決に向けて、特にスタートアップ支援等を通じた経済の発展に協力して取り組むため、以下の事項について合意する。

1. 連携協力の範囲

1.1 双方は、互いに協調し、次のスタートアップ支援分野等において連携を推進する。この推進に当たって、愛知県は、関連機関（関連する大学、研究機関、企業）による Paris & Co との連携協力を促進する。

- (a) ビジネス展開支援分野
- (b) スタートアップ支援拠点整備分野
- (c) 若者とスタートアップとの交流の促進分野
- (d) スポーツを含む様々なビジネス分野における推進プログラムの分野
- (e) 双方で合意されたその他の分野

1.2 具体的な連携事業については、愛知県、Paris & Co を中心に、必要に応じ、その他の関係機関とも協議し、企画し、実施するものとする。

双方の代表者は、冒頭に記載した日付をもって、この覚書が正当に効力を持ったことを証明する。

日本国
愛知県知事
大村秀章



Paris&Co

会長

ロイック・ドスール



愛知県と IMT Atlantique との包括交流に関する覚書

愛知県と IMT Atlantique とは、次の理念に基づき、双方の発展に向け、人的交流をはじめとした協力の促進を図り、持続的な交流を行うため、以下のとおり合意する。

- 未来に向けて手を携える真の友情を構築するため、人材と情報の交流を促進する。
- 日仏両国の繁栄に寄与するため、多様な分野における交流を促進し、双方の連携強化を深める。
 - 1 スタートアップ企業へのきめ細かな支援やインキュベーター支援を始めとして産業・教育分野において協力する。
 - 2 人材育成や学術・技術交流を促進する。
 - 3 双方の若者同士の理解と友情をさらに深めるため、青少年学生交流を促進する。

本覚書は、双方相互の協力関係を推進することを目的とし、いかなる法的拘束力や義務を生み出すものではない。

本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始される。本覚書は5年後に見直され、期間終了前の6ヶ月以内に双方で協議することにより、継続することができる。

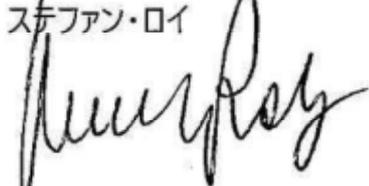
また、本覚書は、日本語及びフランス語により2通ずつ作成し、双方が日本語及びフランス語の覚書1通を保有する。

愛知県知事
大村 秀章



2019年8月23日

IMT Atlantique
ディレクター（国際統括）
ステファン・ロイ



2019年8月23日

2019年9月10日

日本国愛知県とシンガポール国立大学との

科学技術分野における連携協力に関する覚書に

基づくスタートアップ支援分野における連携協力

に関する覚書



覚 書

この覚書は、2018年8月17日に以下の(1)(2)の間で合意した「日本国愛知県とシンガポール国立大学との科学技術分野における連携協力に関する覚書」の1.1.1(f)「双方で合意されたその他の分野」として「スタートアップ支援」を新たな連携協力の範囲と定めるために、2019年9月10日(発効日)に、以下の(1)(2)の間で作成されたものである。

(1) シンガポールの企業法(50)のもとで設立された、シンガポール 119077 Lower Kent Ridge Road 21 を所在地とするシンガポール国立大学(NUS)

(2) 日本国の地方自治体であり、愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番地2号を所在地とする愛知県

(以下、(1)(2)を「双方」と言う。)

双方は、日本・シンガポール両国及びアジアの発展に向け、相互の理解と友好を深めるとともに、科学技術の発展、国・地域の課題解決に向けて、特にスタートアップ支援等を通じた経済の発展に協力して取り組むため、以下の事項について合意する。

1. 連携協力の範囲

1.1 双方は、互いに協調し、次のスタートアップ支援分野等において連携を推進する。この推進に当たって、愛知県は、関連機関(関連する大学、研究機関、企業)によるNUSとの連携協力を促進する。

- (a) ビジネス展開支援分野
- (b)アントレプレナーシップ教育分野
- (c) スタートアップ支援拠点整備分野
- (d) 双方で合意されたその他の分野

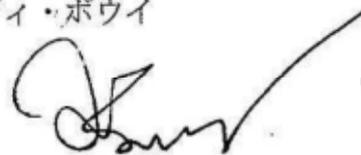
1.2 この覚書は、いずれの当事者にも法的拘束力のある義務を生じさせることを意図したのではなく、明記された連携協力分野に関する議論を促進することを意図している。具体的な連携事業については、愛知県、名古屋大学、NUS、NUS エンタープライズを中心に、必要に応じ、その他の関係機関とも協議し、企画し、実施するものとする。

双方の代表者は、冒頭に記載した日付をもって、この覚書が正当に効力を持ったことを証明する。

日本国
愛知県知事
大村秀章



シンガポール国立大学
副総長
フレディ・ボウイ



愛知県と清華大学との包括交流に関する覚書

愛知県と清華大学とは、次の理念に基づき、双方の発展に向け、人的交流をはじめとした協力の促進を図り、持続的な交流を行うため、以下のとおり合意する。

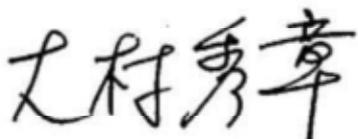
- 未来に向けて手を携える真の友情を構築するため、人材と情報の交流を促進する。
- 東アジアの繁栄に寄与するため、多様な分野における交流を促進し、双方の連携強化を深める。
 - 1 次代を担う若者同士の理解と友情をさらに深めるため、双方の青少年学生交流を積極的に促進する。
 - 2 双方の人材育成や学術・技術交流を促進するため、あらゆる人材交流の機会の創出に努める。
 - 3 スタートアップ支援を始めとした双方の産業・教育分野における協力を促進し、双方の連携強化や幅広い人的ネットワークの構築に努める。

本覚書は、双方相互の協力関係を推進することを目的とし、いかなる法的拘束力や義務を生み出すものではない。

本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始される。本覚書は5年後に見直され、期間終了前の6ヶ月以内に双方で協議することにより、継続することができる。

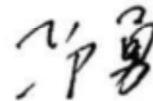
また、本覚書は、日本語及び中国語により2通ずつ作成し、双方が日本語及び中国語の覚書1通を保有する。

愛知県知事
大村 秀章



2019年9月26日

清華大学学長
邱 勇



2019年9月26日

愛知県と上海交通大学との包括交流に関する覚書

愛知県と上海交通大学とは、次の理念に基づき、双方の発展に向け、人的交流を始めとした協力の促進を図り、持続的な交流を行うため、以下のとおり合意する。

- 未来に向けて手を携える真の友情を構築するため、人材と情報の交流を促進する。
- 東アジアの繁栄に寄与するため、多様な分野における交流を促進し、双方の連携強化を深める。
 - 1 次代を担う若者同士の理解と友情をさらに深めるため、双方の青少年学生交流を積極的に促進する。
 - 2 双方の人材育成や学術・技術交流を促進するため、企業でのインターンシップの実施など、あらゆる人材交流の機会の創出に努める。
 - 3 スタートアップ支援を始めとした双方の産業・教育分野における協力を促進し、双方の連携強化や幅広い人的ネットワークの構築に努める。

本覚書は、双方相互の協力関係を推進することを目的とし、いかなる法的拘束力や義務を生み出すものではない。

本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始される。本覚書は5年後に見直され、期間終了前の6か月以内に双方で協議することにより、継続することができる。

また、本覚書は、日本語及び中国語により2通ずつ作成し、双方が日本語及び中国語の覚書1通を保有する。

愛知県知事
大村 秀章



2019年11月20日

上海交通大学副学長
黄 震



2019年11月20日